

令和5年9月6日(水)開催  
令和5年度第1回旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料1

# 令和5年度 旭川市国民健康保険料について (諮問事項及び答申案)

---

旭川市福祉保険部  
国民健康保険課

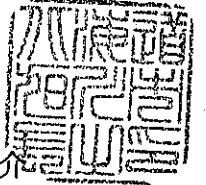
旭国保第511号

令和5年8月9日

旭川市国民健康保険運営協議会

会長 高橋 均 様

旭川市長 今津 寛介



令和5年度の旭川市国民健康保険料について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、令和5年度の旭川市国民健康保険料に関する次の事項について、貴協議会の意見を求めます。

- 1 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の中の、こども・子育て支援の拡充として、

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げ(42万円→50万円に令和5年4月から実施済)。出産費用の見える化。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担。

- 対象者…… 出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者
- 適用範囲…… 国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額
- 対象期間…… 出産被保険者の出産予定日(出産の日)の属する月の前月(多胎妊娠の場合は三月前)から出産予定月(出産月)の翌々月までの期間
- 実施年月…… 令和6年1月
- 財源負担…… 国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4

※ 他の健康保険は平成26年4月から、国民年金保険料は平成31年4月から上記同様の免除措置を施行済

- ・国は対象者1人当たり27,000円の免除額を見込む。
- ・本市の出産育児一時金の申請件数は、R4~113件, R3~133件, R2=178件。3か年平均で約140件。
- ・27,000千円×140件=3,780,000円  
(負担内訳……国1,890,000円, 道945,000円, 市945,000円)

※市の考え方

**答申案① 産前産後期間の保険料免除制度の実施**

旭川市国民健康保険における出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除について実施する。

**答申案② 産前産後期間の保険料免除制度の実施見送り**

旭川市国民健康保険における出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除について実施を見送る。

**答申案③ その他**